

# 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（環境省）

平成27年10月9日

（通則）

## 第1条

福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号通知。以下「制度要綱」という。）第2に規定する福島再生加速化交付金のうち、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成27年10月9日付け復本第1420号・警察庁甲官発第298号・27文科政第101号・厚生労働省発会1009第3号・27農振第1447号・国官会第1850号・環廃対発第1510091号通知。以下「実施要綱」という。）第1の3に規定する生活拠点形成事業等であって環境大臣が所管するものに係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、制度要綱、実施要綱、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

## 第2条

交付金は、法第45条第1項に規定する避難先市町村（以下「避難先市町村」という。）に交付金を交付し、法第45条第1項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）に基づく法第46条第1項に規定する生活拠点形成交付金事業等のうち環境大臣が所管するものに係るもの（実施要綱第8の1の基金を造成して実施する事業等を除く。）を実施することを目的とする。

（交付先）

## 第3条

交付金は、避難先市町村の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付期間）

## 第4条

交付金を交付する期間は、生活拠点形成事業計画に記載された計画期間とする。

(交付対象事業)

## 第5条

- 1 交付対象事業は、実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち廃棄物処理施設改良・改修事業（ただし、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知）別表1の9の対象となる部分は除く。以下「基幹事業」という。）及び実施要綱第2の2に規定する避難者支援事業等（以下「避難者支援事業等」という。）とする。
- 2 基幹事業の内容、基幹事業を実施するもの及び基幹事業の実施要件は、別添に定めるものとする。

(交付限度額)

## 第6条

- 1 環境大臣は、実施要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第4により避難先市町村に通知された交付可能額以内で、生活拠点形成事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を避難先市町村に交付する。
- 2 交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = A + B + C$$

- A : 基幹事業の交付対象事業費（廃棄物処理施設の改良・改修に必要な工事に要する経費であり、費用附属第I編に定める「交付対象経費、事業費の費目及び算定方法について」により算出した額を合計した額）に交付率（1/3）を乗じて得られる額
- B : 基幹事業の交付対象事業費からAを減じた額に1/2を乗じて得られる額
- C : 避難者支援事業等の交付対象事業費に8/10を乗じて得られる額

(交付金の単年度交付額)

## 第7条

- 1 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times D - E$$

- D : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み
- E : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

- 2 交付額の年度間調整

交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(交付申請)

#### 第8条

- 1 交付金の交付の申請は、交付を受けようとする避難先市町村の長（以下「交付申請者」という。）が交付申請書（別記様式1）を、実施要綱第4の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して、環境大臣に提出して行うものとする。
- 2 交付申請者は、交付対象事業のうち当該避難先市町村が交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

(変更申請)

#### 第9条

交付申請者が交付金の交付の決定を受けた後の事情により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、変更に係る申請書（別記様式2）を内閣総理大臣を経由して、環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定)

#### 第10条

- 1 環境大臣は、第8条に規定する交付申請又は前条に規定する変更に係る申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式3、4）を内閣総理大臣を経由して、交付申請者に送付するものとする。
- 2 地方公共団体は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式5）を環境大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が整った日以降とする。

(申請の取下げ)

#### 第11条

交付申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して30日以内に、その旨を書面で、内閣総理大臣を経由して、環境大臣に申請取下書（別記様式6）を提出しなければならない。

(交付対象事業の廃止)

#### 第12条

交付申請者は、交付決定を受けた事業のすべてを廃止する場合には、環境大臣に事業廃止承認申請書（別記様式7）を内閣総理大臣を経由して提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

#### 第13条

交付申請者は、交付決定を受けた事業が生活拠点形成事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、環境大臣に事業遅延報告書（別記様式8）を内閣総理

大臣を経由して提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

#### 第14条

交付申請者は、適正化法第12条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、内閣総理大臣を経由し、速やかに状況報告書を提出するものとする。

(実績報告書)

#### 第15条

- 1 交付申請者は、交付対象事業を完了したときは、完了の日から起算して一ヶ月を経過した日又は完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(別記様式9)を、内閣総理大臣を経由して、環境大臣に提出しなければならない。
- 2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに、前項に準ずる年度終了実績報告書を、内閣総理大臣を経由して、環境大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

#### 第16条

- 1 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定して、交付額確定通知書(別記様式10)により、内閣総理大臣を経由して、交付申請者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、避難先市町村が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、避難先市町村の申請に基づき交付金の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し)

#### 第17条

- 1 環境大臣は、交付申請者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、制度要綱、実施要綱又はこの要綱の規定に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 環境大臣は、前項に規定により交付金の交付の決定を取り消したときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく交付金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(交付金の経理)

#### 第18条

交付金事業者（交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する避難先市町村及び避難先市町村からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。）は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

#### 第19条

環境大臣は、第8条に規定する申請書が環境大臣に到達した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(財産の処分の制限)

#### 第20条

- 1 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付対象事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産について財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び平成20年10月17日付け環廃対発第0801017004号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別添「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」に基づき行うものとする。
- 2 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 3 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(監督等)

#### 第21条

- 1 環境大臣は、避難先市町村の施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。
- 2 環境大臣は、避難先市町村の施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 附則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

## 附属第 I 編 交付対象経費、事業費の費目及び算定方法について

### 1. 事業費の費目の内容及び算定方法について

- (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、別表 1 に掲げるものとする。
- (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表 1 の第 I 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 IV 欄に掲げる基準額の合計とする。
- (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

### 2. 交付の対象となる事業の細目基準

別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

### 3. 交付対象事業の範囲

既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改修する事業であること。

### 4. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品及び工具は含まないものとする。

- ①受入・供給設備
- ②前処理設備
- ③メタン発酵設備
- ④燃焼（熔融）設備
- ⑤熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備
- ⑩焼却残さ熔融設備
- ⑪発酵残さ処理設備
- ⑫給水設備
- ⑬排水処理設備
- ⑭電気設備
- ⑮計装設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑱前各号の設備の設置に必要な建築物

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

別表 1

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	<p>(直接工事費)</p> <p>材 料 費</p> <p>労 務 費</p> <p>直 接 経 費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共 通 仮 設 費</p>	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。 このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p> <p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</li> <li>(2) 準備、跡片付け整地等に要する費用</li> <li>(3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</li> <li>(4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用</li> <li>(5) 技術管理に要する費用</li> <li>(6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。）</li> </ol>





I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		現場管理費	<p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(2) 純工事費が 1,000万円を超え 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超え 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超え 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	<p data-bbox="384 1032 539 1066">付帯工事費</p> <p data-bbox="384 1453 539 1487">調 査 費</p>	<p data-bbox="564 1032 715 1379">土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費</p>	<p data-bbox="807 344 1398 958"> (1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%  (2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%  (3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%  (4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%  (5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%  (6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5% </p> <p data-bbox="807 1032 1369 1272"> 施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。  なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。 </p> <p data-bbox="775 1453 1398 1541"> 調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。 </p>

## 備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費及び一般管理費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

## 付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撒水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

## II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、本工事費、付帯工事費及び調査費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

### 1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するために必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入りに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮 設 費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役 務 費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

(4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

(5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

### Ⅲ 交付対象事業費の算定要領

#### 1. 工事費について

##### (1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

##### (2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとする。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとする。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとする。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができる。

##### (3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。



特殊製品は、交付取扱要領別表 1 の付表に掲げるもののほか次のものが該当すること。

i. コンクリート製品

- ①ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ②杭（境界、P C、R C）
- ③板（P C、R C）
- ④柱（P C、R C）
- ⑤矢板（P C、R C）
- ⑥管（ヒューム、P C、R C、無筋コンクリート）
- ⑦集水枡、街蓋、方格材、R C 桁、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

- ①桁（I 形鋼、H 形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ②杭（H 形鋼、鋼管、簡易鋼）
- ③鋼柱（照明、標識）
- ④矢板（鋼、簡易鋼、鋼管）
- ⑤管（鋼、鋳鉄、コルゲート）
- ⑥支保工用H形鋼
- ⑦簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鋸、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

- ①合成樹脂管
- ②ドレンホース
- ③吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

- ①石綿管
- ②陶管
- ③視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- ④継手

vi. 半製品

- ①生コンクリート
- ②生アスファルト合材
- ③凍結防止材

(4) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されるものであること。

別添 廃棄物処理施設改良・改修事業

事業内容	事業実施主体	実施要件
<p>廃棄物処理施設の改良・改修</p>	<p>避難先市町村</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知）の別紙第2で定める循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業であること。</p> <p>(2) 地域計画又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）において廃止又は廃止予定としている廃棄物処理施設について、避難者等の受入れ状況等を反映した地域計画等の対象地域のごみ処理を適切に行うために、やむを得ず稼働させるために必要な改良・改修事業であること。</p> <p>(3) 施設の稼働に必要な改良・改修工事のうち、循環型社会形成推進交付金の交付対象とならない経費についてのみ、本交付金の交付対象とする。</p>

別記様式1 交付申請書  
様式1-1

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付申請書

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）に係る事業を実施したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて申請する。

記

1 事業名

2 交付申請額

（単位：千円）

交付申請額

（備考）

- ①本様式に様式1-2及び様式1-3をあわせたものが申請書である。
- ②生活拠点形成事業計画の写しを添付すること。

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費（C）	
処理能力		控除額（D）	
処理方式		交付基本額 （E） = （C） - （D）	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額（F）	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	<b>摘要</b>	
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
<b>当該年度事業に係る経費の配分 （交付対象経費）</b>			
本工事費			
付帯工事費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計（A）			
事務費（B）			
事業費 （C） = （A） + （B）			

（備考）「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

様式1-3

平成〇〇年度福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)事業費財源表

事業主体名 \_\_\_\_\_

(単位:千円)

区 分		金 額
国 庫 交 付 金		
地 方 負 担 金	一 般 歳 入	
	地 方 債	
	受 益 者 負 担 金	
	都 道 府 県 補 助 金	
	市 町 村 分 担 金	
	そ の 他	
	計	
総 事 業 費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいい、申請の際における予定額を含む。
2. その他に計上したものについては、内容を摘要欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。



別記様式3 交付決定通知書

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

環 境 大 臣

印

平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 事業名

2 交付申請額

（単位：千円）

交付決定額

3 実績報告については、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（環境省）（以下「交付要綱」という。）第14条によるものとする。

4 交付の条件は、交付要綱によるものとする。





別記様式5 概算払請求書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業計画について、下記により金 千円を概算払によって交付されたく請求する。

事業名	交付金額 (千円)	既受領額 (千円)	今回請求額 (千円)	残高 (千円)	事業完了 予定年月日	備考

別記様式6 申請取下書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）申請取下書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取下げること

（備考）交付申請書の写しを添付すること。



別記様式 8 事業遅延報告書

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）事業遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、  
年度内に事業の完了ができなくなったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する  
法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	施設名	事業概要	工事着工 年 月 日	工事完了 予定年月日

（備考）事業遅延の事由については、別紙（任意様式）を作成し添付すること。

別記様式9 実績報告書  
様式9-1

番 号  
年 月 日

環 境 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化

交付金（長期避難者生活拠点形成）の交付対象事業について、  
〔 完 了  
 廃 止  
 会計年度が終了 〕 した

ので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

（単位：千円）

A 交付決定額	B 交付金受入済額	C 差引過不足額 (A-B)

（備考）本様式に様式9-2、様式9-3及び様式9-4をあわせたものが報告書である。



平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）事業別表（実績報告）

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費（C）	
処理能力		控除額（D）	
処理方式		交付基本額 （E） = （C） - （D）	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額（F）	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	<b>摘要</b>	
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
<b>当該年度事業に係る経費の配分 （交付対象経費）</b>			
本工事費			
付帯工事費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計（A）			
事務費（B）			
事業費 （C） = （A） + （B）			

（備考）「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。



様式9-4

平成〇〇年度福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)事業費財源精算表

事業主体名 \_\_\_\_\_

(単位:千円)

区 分		金 額
国 庫 交 付 金		
地 方 負 担 金	一 般 歳 入	
	地 方 債	
	受 益 者 負 担 金	
	都 道 府 県 補 助 金	
	市 町 村 分 担 金	
	そ の 他	
	計	
総 事 業 費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいう。
2. その他に計上したものについては、内容を摘要欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。

別記様式 10 交付額確定通知書

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

環 境 大 臣

印

平成〇〇年度福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定された福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定により、金 千円に確定したので通知する。